

柳原銀行記念資料館 2016(平成28)年度企画展

「らい予防法」廃止から 20年

～ 人間回復への道 ～

写真は点字を舌読する療養所入所者

撮影者：田中栄 タイトル「舌読」(所蔵 国立ハンセン病資料館)

企画展示 **入場無料**

期 間：3月1日(水)～3月31日(金) ※月曜日・火曜日・祝日は休館します。
時 間：午前10時～午後4時30分 また、2月24日(金)～2月26日(日)
場 所：柳原銀行記念資料館 4月1日(土)、4月2日(日)は展示替えのため休館します。

記念シンポジウム **入場無料**

日 時：3月20日(祝・月)午後1時30分～午後3時30分(午後1時開場)
場 所：下京いきいき市民活動センター3階集会室
第1部：研究報告「ハンセン病回復者における『社会復帰』とはいかなる実践か」
延桂史(立命館大学大学院社会科学研究所修士課程)
第2部：ハンセン病回復者の方からのお話
定 員：50名(会場での先着順)
※シンポジウムの後、希望者には、東山区弓矢町(中世にハンセン病患者管理病棟があった場所)を御案内します。詳細はシンポジウム終了後に御説明します。(20名程度)



柳原銀行記念資料館
問合せ先：☎(075) 371-0295
開館時間：午前10時～午後4時30分
休 館 日：月曜日、火曜日、祝日
入 館 料：無料
交通機関：京都駅(JR、地下鉄)から徒歩約8分
市バス205系統、17系統「塩小路高倉」下車
※駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
ホームページ：
京都市情報館(<http://www.city.kyoto.lg.jp>)から
「柳原銀行記念資料館」で検索

主催：京都市  京都市
CITY OF KYOTO
NPO法人崇仁まちづくりの会
協力：真宗大谷派(東本願寺)



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!



同じです あなたとわたしの 大切さ
平成29年2月発行
京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課
京都市印刷物第285019号

「らい予防法」廃止から 20 年

～ 人間回復への道 ～

平成 28 年（2016）年、ハンセン病回復者を全国の各療養所に隔離してきた「らい予防法」が廃止されてから 20 年を迎えました。

ハンセン病とは慢性の感染症で他人に伝染することはほとんどありません。しかし、国は明治 40（1907）年に「癩^{らい}予防ニ関スル件」を制定し、ハンセン病患者を療養所に終生隔離しました。これにより「ハンセン病は伝染力の強い病気である。」と間違った考えを国民に広めることになりました。この隔離政策は、昭和 28（1953）年に「らい予防法」に改定されて以降も継続されました。ハンセン病患者は療養所に入所すると、家族やふるさと、名前までも奪われ、外の世界から隔絶されていきました。そして、当事者だけではなく、その家族までも社会から忌み嫌われてきた歴史があります。患者を隔離することによって彼ら（彼女ら）の人間としての性格を奪っていった国の責任は重く、決して許されるものではありません。

平成 8（1996）年、「らい予防法」は廃止されました。しかし、その後も国は法の廃止が遅れたことを謝罪したにとどまり、ハンセン病回復者に対する補償金などの社会復帰支援は進みませんでした。

ハンセン病回復者が国を相手取り、国家賠償を求めて提訴した「らい予防法違憲国家賠償訴訟」において、平成 13（2001）年に原告側が勝訴して以降は、社会復帰支援が進みましたが、療養所から退所を望んだのは全体の 1 割にも及びませんでした。そうしたことから彼らに対する差別や偏見の根深さを痛感させられます。いまだ全国 13 箇所の療養所では合わせて 1,500 人以上（平成 28 年 5 月 1 日現在）の入所者が生活しています。入所者の平均年齢も 84 歳を超えています。ハンセン病問題は過去の問題ではなく、現在進行形の問題なのです。

本館では、過去にもハンセン病問題をテーマにした企画展を開催していますが、ハンセン病回復者の高齢化に伴い、負の歴史が風化していく可能性がある今だからこそ、改めて国が行った非人道的差別と元患者たちが経験した被害、そしてそれを彼ら（彼女ら）がどう乗り越えてきたかに光を当てることは非常に意味があることだと考え、今回このような企画展を開催いたしました。今回の企画展を通して「人権とは何か」「差別とは何か」「生きづらさとは何か」をもう一度考えるきっかけにしてもらえれば幸いです。